

自営業届でご申告される方 [自営中心者]

個人事業主の方、ご自身が企業の代表をされている方は自営業届にて就労の状況を確認させていただいております。また、自営業届の他に自営を証明する書類(A・B)の提出もお願いしております。

下記A・Bの中からそれぞれ各1種類ずつ、コピーを添付し自営業届と合わせてご提出ください。Aの書類が提出できない方は下記Bの書類の中より2種類提出してください。

A	会社やお店の運営を確認できる書類
	<input type="checkbox"/> 税務署に提出する個人事業主の開業届 <input type="checkbox"/> 青色申告承認申請書 <input type="checkbox"/> 営業許可書 <input type="checkbox"/> 事業所やお店を開業していることがわかる、パンフレット・チラシ・ホームページ ※1 <input type="checkbox"/> 開業している事業所の土地や建物の賃貸借契約書

※1 ホームページの提出をする場合は、トップページを印字してください。また URL を表記させてください。

B	継続して働いていることがわかる書類(直近1ヶ月分を提出ください)
	<input type="checkbox"/> 事業所名が記載された公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 給与明細書・報酬の記録 <input type="checkbox"/> 令和5年分の確定申告書Bの第1表(決算書不可) ※2 <input type="checkbox"/> 令和5年分の源泉徴収票 ※2 <input type="checkbox"/> 事業の取引されていることが分かる請求書等とその支払や入金がかかる領収書または通帳のコピー ※3

※2 この書類は提出期限に間に合わないので、後日提出を可能と致します。但し自営業届とAの添付書類は期限内に提出してください。後日提出は令和6年3月19日を期限と致します。期限までに提出されない場合は、許可取り消しとなりますのでご注意ください。(4月入所のみ)

※3 2種類の書類が必要となります。通帳のコピーを提出される場合は、取引以外の行は黒塗り等していただき構いません。

●全てコピーの提出で構いません。

●現在在籍中の方で来年度も継続利用を希望される場合は改めて提出が必要となります。

●上記の種類以外での提出を希望される等のご相談やご不明な点がある方は、学童クラブ本部までご連絡ください(☎ 04-7103-8249)。

自営業届でご申告される方 [自営協力者]

ご家族・ご親族(2 親等まで)でされている事業に従事されている場合、自営業届にて就労の状況を確認させていただきます。また、自営業届の他に今現在継続して働いていることが分かる書類(B)が必要です。下記から1種類、コピーを添付し、自営業届と合わせてご提出ください。

	継続して働いていることがわかる書類(直近1ヶ月分を提出ください)
B	<input type="checkbox"/> 給与明細書・報酬の記録 <input type="checkbox"/> 出勤簿や出勤退勤の時間がわかる記録簿 <input type="checkbox"/> 令和5年分の確定申告書Bの第1表(決算書不可) ※1 <input type="checkbox"/> 令和5年分の源泉徴収票 ※1

※1 この書類は提出期限に間に合わないので、後日提出を可能と致します。但し自営業届とAの添付書類は期限内に提出してください。後日提出は令和6年3月19日を期限と致します。期限までに提出されない場合は、許可取り消しとなりますのでご注意ください。(4月入所のみ)

- 全てコピーの提出で構いません。
- 現在在籍中の方で来年度も継続利用を希望される場合は改めて提出が必要となります。
- 上記の種類以外での提出を希望される等のご相談やご不明な点がある方は、学童クラブ本部までご連絡ください(☎ 04-7103-8249)。